

○埼玉県警察公印規程の運用について

令和 5 年 8 月 25 日

総 第 3 4 5 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察公印規程の運用について（通達）

みだしのことについては、埼玉県警察公印規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第14号。以下「規程」という。）の一部改正に伴い、埼玉県警察公印規程の運用について（平成31年総第133号）の全部を次のとおり改正し、令和 5 年 9 月 1 日から実施するから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この通達は、規程第 8 条の規定に基づき、埼玉県警察が扱う公印の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この通達において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 総合当直長 埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成 4 年埼玉県警察本部訓令第29号）第 6 条に規定する当直長をいう。
- (2) 当直主任 埼玉県警察本部の当直に関する訓令第 8 条第 1 項に規定する当直主任のうち、警部の階級にある警察官をいう。
- (3) 総括管理者 埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第32条に規定する総括管理者をいう。
- (4) 署課長等 警察署の課長又は課長代理のうち、警部以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員をいう。
- (5) 専決署長印 公印の制式等（規程別表）に定める埼玉県警察署長印（専用印）をいう。

3 公印の保管及び取扱い（第 3 条）

- (1) 執務時間内において取扱者に保管及び取扱いをさせることができる公印一覧（別表 1）に定める保管責任者は、当該公印を執務時間内において、同表の取扱者に保管及び取扱い

をさせることができる。ただし、保管責任者が保管すべき設備を指定したときは、埼玉県警察本部長印（仮免許用・刻印）に限り、執務時間外も引き続き当該設備に保管しておくことができる。

- (2) 執務時間外において取扱者に保管及び取扱いをさせることができる公印一覧（別表２）に定める保管責任者は、当該公印を執務時間外において、同表の取扱者に保管及び取扱いをさせることができる。
- (3) 保管責任者及び取扱責任者は、前記(1)又は(2)により公印の保管及び取扱いをさせるときは、公印に係る公信性を担保するとともに、紛失、破損その他の事故を防止するため、必要な指示を行うものとする。
- (4) 公印の保管者は、公印を使用しないときは印箱に収め、施錠設備のある机等に収納して厳重に保管するものとする。
- (5) 公印は、保管責任者の許可なく庁舎外に持ち出してはならない。

4 公印の登録（第４条）

- (1) 総務課長は、専決署長印を配布するときは、配布状況を明らかにするため、公印登録簿の写し各１部を警察署の保管責任者に交付するものとする。
- (2) 前記(1)により交付を受けた公印登録簿の写しは、取扱責任者（取扱責任者を指定しない場合は保管責任者）が保管するものとする。

5 公印の使用（第５条）

- (1) 公印の押印は、保管責任者、取扱責任者、総合当直長、当直主任、総括管理者又は署課長等の面前で公印を使用するときに限り、押印を必要とする書類の事務担当者が、これらの者に代わって押印することができるものとする。
- (2) 前記(1)の場合において、総合当直長に代わって押印できる公印にあつては、埼玉県警察本部印及び埼玉県警察本部長印に限り、当直主任に代わって押印できる公印にあつては、埼玉県警察本部の所属印及び埼玉県警察本部の所属長印に限り、総括管理者に代わって押印できる公印にあつては、埼玉県警察署印及び埼玉県警察署長印に限る。
- (3) 署課長等が専用印又は専決署長印を押印するときは、公印の重要性を認識し、記載内容等を精査した上で当該事務に係る書類に押印するものとする。

6 印影の印刷（第５条の２）

公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、当該事務を担当する所属長

は、総務課長を経て申請するものとする。

7 電子印（第5条の3）

- (1) 電子印を使用しようとするときは、当該事務を担当する所属長は、総務課長を経て申請するものとする。
- (2) 電子印の使用が承認されたときは、総務課長は、提出された申請書を当該電子印が廃止されるまで、公印登録簿とともに保管しなければならない。
- (3) 電子印を使用する必要がなくなったときは、当該事務を担当する所属長は、速やかに総務課長を経て申請しなければならない。

8 公印の点検（第7条）

総務課長は、公印の点検を年1回以上行わせるものとする。

実施日

この通達は、令和5年9月1日から実施する。

実施日（令和6年3月15日総第98号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

【別表様式省略】